

環境審査顧問会風力部会（オンライン会議）

議事録

1. 日 時：令和8年2月18日（水） 15時05分～16時20分

2. 出席者

【顧問】

阿部部会長、岩田顧問、岡田顧問、兼保顧問、佐藤顧問、鈴木伸一顧問、鈴木靖顧問、仲敷顧問、平口顧問

【経済産業省】

小西環境審査担当補佐、木全環境審査担当補佐、中村環境審査係長、植田環境審査係長、山崎環境審査係長、松本環境影響評価担当、瀧澤環境影響評価担当

3. 議 題：（1）環境影響評価方法書の審査について

①株式会社レノバ（仮称）由利本荘岩城風力発電事業

方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、秋田県知事意見の概要説明

（2）環境影響評価準備書の審査について

①月越原野風力開発株式会社（仮称）月越原野風力発電事業

準備書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、北海道知事意見、環境大臣意見の概要説明

4. 議事概要

（1）開会の辞

（2）環境影響評価方法書の審査について

①株式会社レノバ「（仮称）由利本荘岩城風力発電事業」

方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、秋田県知事意見についての質疑応答を行った。

（3）環境影響評価準備書の審査について

①月越原野風力開発株式会社「（仮称）月越原野風力発電事業」

準備書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、北海道知事意見、環境大臣意見についての質疑応答を行った。

（4）閉会の辞

5. 質疑応答

(1) 株式会社レノバ「(仮称) 由利本荘岩城風力発電事業」

<方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、秋田県知事意見の概要説明>

○顧問 本日もよろしくお願ひいたします。それでは、1件目の審査に入りたいと思います。(仮称)由利本荘岩城風力発電事業、環境影響評価方法書の審査になります。方法書本体、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、知事意見、どこからでも構いませんので、御質問、御意見等ございましたら挙手ボタンにてお知らせください。よろしくお願ひいたします。大気質関係の先生、お願ひいたします。

○顧問 私からは、住民意見の概要に関して少しお聞きしたいと思います。資料2-1-3ですね。それを表示していただけますでしょうか。意見の概要のNo.6のところ、11ページをお願いします。6の意見のところで気になったのが2つほどあります。説明会で2種類の意見を求められたこととまずあって、これは法アセスの説明会と再エネ特措法の説明会を兼ねたことに起因するものと思いますが、これに関して、住民の方には2つの説明会の趣旨とか2つ同時に行うことは事前にどのように周知されたのでしょうか。

○事業者 株式会社レノバです。こちらにつきましては、説明会の開催通知というものを、周辺の、この場合は由利本荘市岩城地域の全戸にタウンメールというものをを用いて開催通知を郵送しております。その郵送した開催通知の中で、2つの目的の説明会が兼ねていることを説明しておりました。

○顧問 多分、住民の方は、それぞれの説明会の趣旨とか、余り御存じないように受け取っているのですが。例えば、再エネ特措法はこういうもので説明しないといけないとか、法アセスはこういう手続で説明しなければいけないとか、そういう説明文書について周知されたのでしょうか。

○事業者 そうですね。環境影響評価法に基づく説明会であり、かつ再エネ特措法においてやらなければならない説明会である、この2つの目的を兼ねております。この2つそれぞれについて意見を募集することになっているので、意見書が2つあって、紛らわしいですけれどもよろしくお願ひしますということを、開催通知と当日の説明会の冒頭において説明をいたしました。

○顧問 事業者さんの説明としてはそれでいいかとは思いますが、住民の方は、再エネ特措法とか、そもそも御存じない方も多いと思うのですよね。その辺もう少し丁寧に説

明された方がよかったのではないかと思うのですが、その辺はどうお考えですか。

○事業者 結果的には、このように、意見におきまして分かりにくいという御意見をいただいておりますので、再エネ特措法というものがあって、それに基づいて説明会をしなければならず、意見を募集するのですということ、もう少し時間をかけて説明をするべきであった、印象づけるためですとか、そういった対応は加えて必要であったなという認識はあります。

○顧問 今後、評価書が出た後、また再エネ特措法の説明会をしないといけないと思うのですが、その辺りも説明会で気をつけて行っていただくようにお願いします。

○事業者 はい、承知いたしました。

○顧問 それから、もう一点、それぞれの説明会で2種類の意見書の提出をお願いしたことについてです。例えば、法アセス向けはこの意見書、再エネ特措法はこの意見書、2通住民に渡したということなのでしょうか。

○事業者 2通をお渡しいたしました。

○顧問 そうですか。これを1種類にして、出た意見を、事業者さんがうまく整理して、住民側としては意見は1種類で済むように、というような工夫はできなかったのですか。

○事業者 それも方法の1つとしてはありました。ただ、再エネ特措法に基づいた事業者としての対応と申しますか、ガイドラインへの対応という面では、分けて、しっかり再エネ特措法のガイドラインに基づいて意見を募集しましたという形を、今回、安全側で取ったという形にはなってしまいました。今後、経産局さんとのやり取りとか、そういったところでガイドラインに基づいた再エネ特措法に関する対応、方法がブラッシュアップされていけば、より住民の方々に分かりやすい対応、シンプルな対応も可能になってくるのかなとは考えています。

○顧問 この辺をもう少し改善してほしいと思っています。特に再エネ特措法の説明会の住民説明の報告書の様式を拝見すると、それは、住民から集めた意見、1通1通を整理するのではなくて、それをまとめて事業者が整理する報告書は、それぞれ内容を読み替えて事業者さんがしっかり作ればいいと私は受け取っているので、この辺、2種類出すのは少し杓子定規すぎたのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○事業者 分かりました。住民の方々により分かりやすくという方向で努力していきたいとは考えていますので。

○顧問 あと、最後にもう一点。周知範囲についてです。意見のNo.6の2番、ア)です。

岩城地区だけは再エネ特措法の説明対象者ということで、全戸配布として配られたのでしょうか。それ以外のところは法アセスの説明ということで、地区によって周知の仕方が異なっているのですけれども、これももう少し柔軟に対応した方がよかったのではないかと思いますのですが、ここはどうお考えですか。

○事業者 周知の個別配布の実施というところは、ガイドラインに従ってということにはなります。御意見くださった方は恐らく岩城地区ではないけれども、であれば、どのぐらい離れたところに住まわれている方かということもあって、全戸配布の範囲をどこまで広げるか、線引きは難しいところではあるのですが。

○顧問 ガイドラインにあるから、その範囲だけ全戸配布にすればいいという考えではなくて、できれば、1 km以内の住民というガイドラインがあるけれども、今回は別の地区の方も法アセスの説明を兼ねるわけですから、幅広く考えて、1か所だけ全戸配布して、残りはしないというのは余りよろしくないと思いますので、そこも柔軟に今後やるときは考えるようにしていただければいいかと思います。以上です。

○事業者 説明会場が幾つか分かれている場合は、それぞれにおいて一定の範囲でより丁寧に、個別配布も含めて周知するというところは検討すべきかなと考えております。

○顧問 今後、対応をよろしくお願いします。

○事業者 はい。

○顧問 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。魚類関係の先生、お願いいたします。

○顧問 よろしくお願いいたします。補足説明資料の49でお伺いしたいのですけれども、例えば、水の濁りや魚類・底生動物の調査地点が比較的下流域に設けられている印象なのです。質問に対する御回答として、支川との合流があるので一番影響が大きくなる、というようなお答えなのですが、これは懸濁物質レベルとして一番高くなるというようなことを意味しているわけでしょうか。

○事業者 E&Eソリューションズと申します。濃度が高くなるということではなくて、懸濁物質そのものが上流の方から流れてきて集まって行って、一番下流の方でその量がまとまってくるということを言っております。濃度に関しましては上流の方が高くなるということは認識しております。

○顧問 まず、事業の直接の影響を見るのであれば、できるだけ事業由来の排水が入る地点に近いところの方がより影響が出るのではないかと。そうじゃないところは、仮に支川

が入ってなくても河川に直接水が入ってきてしまうところなどもあると思うので、事業の影響なのか、もともと土砂が流入するような環境にあるのかがよく分からないと思うので、まず影響が非常にしやすいということと、それから、動物相の調査で考えると、まだ風車の位置が明確ではないので分かりませんが、上流部と、現在設定されている調査地点とですと結構生物相が違うような気がするのですけれども、この辺いかがでしょうか。

○事業者 E&Eソリューションズです。方法書の方ですと、水質の方でいえばW2と上流側のW5をやっているのですけれども、魚類に関しましてはW2はやっているけれども、W5の方はやっていないという状況になっております。こちらの方、補足説明資料でも御説明しておりますけれども、W5の上流側でも魚類の調査を行うということで検討している次第です。

○顧問 仮に魚類相が違うようなことがありますと、非常に大ざっぱな言い方で言えば、上流域の渓流域にいるような魚類とか、あるいは底生動物に対する影響と、それから、中・下流域の、例えば底質が砂泥になっているようなところにいる生物への影響というのは明確に違うと思います。特に、水の濁りという言い方をするので分かりにくくなっていると思うのですけれども、恐らく内水面の地点で、仮に土砂が事業の影響で河川に流入した場合、単純に懸濁物質レベルの上昇による魚類への影響というよりは、例えば、礫間が閉塞したりして水生昆虫が住めなくなるとか、淵が埋まってしまって魚類の生息環境がなくなってしまうといったような影響の方が現実的には大きいと思うのですね。量的には確かに下流の方が多いのかもしれませんが、影響の大きさだけ考えると、必ずしも懸濁物質の総量とは比例しないのかなと思うのです。そういう意味で、これまでも、できるだけ上流で調査してくださいねと、特に水の濁りに関して御指摘がほかの先生からもされてきたと思うのです。今回、かなり下流域に設定されている印象なので、少し違和感があるというか、余り適当ではないのではないかというような御意見、私もそう思いますし、あるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○事業者 株式会社レノバです。御指摘いただいた点、理解いたしました。調査地点、特に水質、魚、両方とも下流の支川ではないところで調査をやっている。ただ、支川の方は標高も高くなって河床勾配も大きい。実際、踏査してみないと、というところはありませんが、ひょっとしたら結構な溪流環境になっている、トビケラとか、そういったきれいな水のところにいる生物がいるかもしれないところもありますので、調査地点につきましては変更もしくは追加というところは、現地の状況に応じて再検討したいとは考えます。

○顧問 はい、その方向で是非よろしく願いいたします。

○事業者 はい。

○顧問 私からは以上です。

○顧問 ありがとうございます。そうですね、影響が一番大きくなりそうなところで調査をやるということが原則になると思いますので、そこは事業者さん、しっかりと御対応の方お願いいたします。ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。植物関係の先生、お願いいたします。

○顧問 植物関係でお願いいたします。補足説明資料に関しては大体よろしいかなと思うのですが、それで結構なのですが、ただ、その24番ですね。植生図凡例についてというところ、補足の質問がありますので。すみません。まず110ページですかね。中身は方法書の110ページ、環境省の植生図凡例の一覧表、ブナクラス域自然植生となっているところには代償植生も含まれているので、再整理をお願いしたいというようなことを申し上げたのですけれども、それは対応いただけるということなのですが。この表、もうちょっと下の方にずらしていただいて。ここで植林地、耕作地植生というのがあって、森林の植林地、スギ・ヒノキ植林地とか、そういった背の高い植林地と、耕作地であるとか、草本群落、二次群落が同じ類型に扱われているのですけれども、これは分けた方がいいと思うのですよね。全然形態の違うものですし、生態系としても全然違うので、例えば、竹林の下辺りへ線を入れて分けていただければなと思いますが、いかがでしょうか？

○事業者 E&Eソリューションズです。竹林の部分で、御認識のとおり分けようと思います。

○顧問 よろしく願いいたします。それから、方法書の131ページお願いします。横にしていただけると。環境類型の乾性草地というのがあると思うのですけれども、そこに乾性草地になっていまして、草地ですね。だから、草本群落が中心かなと思うと、低木群落が入っています。タニウツギーノリウツギ群落がここにいますので、類型区分の表現を変えていただいて、草本以外にも低木を加えていただいた方がいいかなと思いますが、どうでしょうか。

○事業者 E&Eソリューションズです。御指摘のとおり修正いたします。

○顧問 よろしく願いいたします。それから、あと2点なのですが、382ページ、植生調査の方法ということで書かれて、これはブラウーンブランケの植物社会学的方法という方法で植生調査をやっていただくということになっているのですけれども、ここに一言

でも「ブラウーンブランケによる植物社会学的方法」というのを書いていただければ。それは現地での植生調査と、それを整理する過程、そこまで含めてブラウーンブランケ法ということになっていますので、一言それを書いていただくと説明がすっきりするのではないかなということですね。そのことは経産省の環境アセスの手引の方にも明記してありますので、御確認いただいて、そのように表記していただければと思います。いかがでしょうか？

○事業者 E & Eソリューションズです。はい、御指摘のとおり準備書以降では修正いたします。

○顧問 それから、同じページなのですが、これ環境省の植生図の凡例ですよ。書いてあるだけで、これがどうしてここに載せてあるのかという説明書きがないのですけれども、これはどういうことで載せていらっしゃるのでしょうか。

○事業者 E & Eソリューションズです。実際に植生について記載されている章は3章になってしまうのですが、こちらの現地調査の図面にも植生が書いてありますので、その凡例と併せて参照しやすく、見やすくするように、こちらのページにも植生図の凡例を記載しております。

○顧問 でもあれですよ、これは方法書の段階で環境省の植生図を利用した場合の凡例ですよ。今度、準備書の段階では現地調査を行って、より現地に合った群落区分を行って、それで植生図を作っていただくということになるわけですので、環境省の植生図は要らないかなと思うのです。むしろ環境省の植生図の凡例を使うと、あれは全国统一凡例と申しまして、全国に合わせて名前をつけているものですから。ここではその場所ですね。当該地域に合うような群落類型を作っていただきということなのです。だから、この表は要らないのかなと思ったものですから、質問させていただいたのですが。

○事業者 E & Eソリューションズと申します。準備書段階におきましては、現地調査の結果からこちらの方の図を作成いたしまして、こちらの凡例の方は削除したいと考えております。

○顧問 だから、これがあると、これに合わせて植生図も作られるのかなと思ったものですから、今指摘をさせていただきました。

○事業者 ありがとうございます。準備書においてはおっしゃられたとおりに修正いたします。

○顧問 よろしく願いいたします。私からは以上です。

○顧問 ありがとうございます。植物関係の先生よろしいですか。それでは、ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。では、私から1点だけお聞きしたいと思います。まず、補足説明資料の35番を開いていただけますでしょうか。御回答でそれぞれの評価項目について、どういった調査を行うか、どういった内容で予測を行うかということを書きいただいているのですが、私の質問は、どの範囲を対象とするかという点です。どのように、については書かれていますのですが、それで、お答えに24-25ページの風車と書いてあるのですが、方法書の24ページ、25ページ開いていただけますか。まず、こちら24ページの表ですね。25ページの図面の方が分かりやすいかと思います。図面をお願いいたします。まず、方法書によって対象とする範囲を決めるということですが、この図面に載っているものを、空間的な範囲としては全て取り上げるということでしょうか。

○事業者 E&Eソリューションズです。そのとおりです。

○顧問 この段階で、配慮書段階と方法書段階のものが入っていると思います。準備書を作る時点では、これらの事業でまだ準備書段階まで進んでいないもの、あるいは方法書段階まで進んでいないものも出てくるとは思いますが、それらについてはどう扱いますか。全て対象にするということでしょうか。

○事業者 E&Eソリューションズです。例えば、騒音とかですと、風車の配置ですとか、サイズ、パワーレベルが分からないと計算ができませんので、配慮書段階ですとか方法書段階でまだ風車の配置とかが公開されていないものに関しましては、対象外としたいと考えております。

○顧問 では、それが公開されるという前提で、例えば準備書段階とか、そういったものを取り扱うという考えでよろしいですか。

○事業者 はい。私どもの方で、準備書段階になりまして、予測を行う時点でそういったものが公開されるということであれば、対象とすると考えております。

○顧問 はい、分かりました。そちらの状況については、また準備書が出てくるときに確認したいと思いますが、それなりに進んでいって、準備書の審査等が始まっているものについては、できるだけ情報を収集して、同じ時期に重なってお互い累積的影響を見ていないということにはならないように進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○事業者 承知いたしました。ありがとうございます。

○顧問 私からは以上ですけれども、ほかに御質問、御意見ございませんか。特にないようですので、こちらの方の審査はこれにて終了したいと思います。事前に補足説明資料の方でいろいろ御意見いただいて、対応案も示していただいているので、準備書につきましてはそちらの方を反映していただきたいと思います。よろしく願いいたします。それでは、事務局にお返しいたします。

○経済産業省 事務局でございます。1件目の審査につきまして、事前の補足説明資料作成及び御議論、ありがとうございます。本日も様々コメントいただきました。特に水の濁りの調査地点につきましては、その調査地点の場所の検討を含めしっかりと対応いただくよう、事業者におかれましてはよろしく願いいたします。また、植生図の記載の方法、環境類型の区分についても、記載ぶりについてのサジェスションいただいております。そして、累積も非常に重要ですので、次の手続きに進むに当たりまして、累積についてもしっかり考慮するようにお願いします。そして、冒頭にございました、説明会の実施につきましては、住民の皆様からいたしますと、FIT、環境影響評価など非常に分かりづらいところもあるかと思うので、是非御丁寧に説明会を開いていただいて、しっかり環境影響評価に係る意見を集約するという点、ほかの事業、これからもあるかもしれません、そしてまた次の図書でもあると思います。その辺、丁寧に御対応いただければ幸いです。以上のような形で事務局としては取りまとめ、進めていただければと思っておりますが、このような形でいかがでしょうか。

○顧問 はい、それで結構です。

○経済産業省 ありがとうございます。それでは、本日1回目となります審査はこれで終了させていただきます。これより5分ほど休憩を取らせていただきたいと思います。

(2) 月越原野風力開発株式会社「(仮称)月越原野風力発電事業」

<準備書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、北海道知事意見、環境大臣意見の概要説明>

○顧問 2件目の審査になります。(仮称)月越原野風力発電事業、環境影響評価準備書です。準備書本体、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、知事意見、そして環境大臣意見、どこからでも構いませんので、御質問、御意見等ございましたら挙手ボタンにてお知らせください。魚類関係の先生、お願いいたします。

○顧問 補足説明資料の9番と25番について、コメントと質問があるのですけれども、

まず補足説明資料の9番、出ますでしょうか。工事中の排水について伺っておりまして、回収されるということで、これ大変結構だと思うのですけれども、現場での回収方法と、この回収する旨について、評価書に記載していただいたらよろしいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○事業者 事業者・月越原野風力でございます。御指摘ありがとうございます。

評価書にて記載したいと思います。よろしくお願いたします。

○顧問 はい、よろしくお願いたします。それから、補足説明資料の25番で、沈砂池で両生類が産卵して、その後水がかれて産卵が失敗しないかというようなことをお伺いしたところ、エゾサンショウウオが産卵する水域も同様のリスクがあるため、状況としては同様というような御回答なのですけれども、まず一般論として、エゾサンショウウオ、水たまりにばかり産卵するわけではなくて、どちらかというとき常時水流のあるようなところとか、あるいは常時水がたまっているようなところに産卵するケースが多いと思います。程度の大小はあるかもしれませんが、やはり水がかれてしまうような沈砂池を人為的に造るということですので、少なくともそういった影響はあるだろうということ。それから、両生類への影響予測、これは準備書の919ページに書いていただいているのですけれども、改変区域内では水たまりで卵囊を確認されているということで、この水たまりと沈砂池を比較いたしますと、水がかれるということに関してはリスクとしてはそんなに変わらないのかもしれないのですけれども、沈砂池はそもそも懸濁物質レベルが高い水が入るところですので、例えば、卵囊が土砂に埋まってしまったり、あるいは懸濁物質レベルが高くなって幼生に影響が及んだりということがあるので、一概に水たまりと比較できないということ。さらに、今回の事業では沈砂池をコンクリート張りで造られるということですので、初期にたまっている水に関してはかなりpHが高いことが想定されますので、エゾサンショウウオの再生産には余り向いた状況ではない。少なくとも水たまりよりは余り状況がよくないのではないかと思うのです。ですから、必ずしも自然の状況と同様ということは言い切れないのではないかなと思います。それで、今回の影響緩和策として水たまりを埋めるというようなことで環境保全を講じるということなのですけれども、水たまりを埋めてしまって代替となるような、産卵できるような水域は、例えば、改変区域のすぐそばにある程度ある状況なのではないでしょうか。

○事業者 日本気象協会です。埋め戻しの件についてなのですけれども、専門家からも御意見をいただいております、もし代わりになるような水域があれば、埋め戻しをする

というところで記載をしております。もしなければ、親の方の個体（成体）を移植するというような対応で考えております。

○顧問 個体を移植するというのは、卵嚢が確認されたら移植するとか、そういうことでしょうか。

○事業者 卵嚢ではなくて、卵嚢の移植も専門家の方に御相談したのですが、一概に移植すると、かえってそこにいた個体が死んでしまうというようなことも考えられるので、卵嚢の移植ではアドバイスいただいております。産卵しようとする個体を移動するというようなところで御意見をいただきまして、そのような方針で考えております。

○顧問 そういった個体の確認は比較的容易にできますか。

○事業者 タイミングにもよるかとは思いますが、一応今そういった方向では考えております。

○顧問 はい、分かりました。現実的にどうなのかなという気もしますが、もし、水たまりを埋めるなりして沈砂池が産卵場所としてより重要性が増してしまったりすると、より再生産への影響が大きくなる可能性があるため、その辺は考慮していただき、環境保全措置を講じていただければと思います。その辺りのことは評価書に反映していただきたいと思っております。以上です。

○事業者 承知いたしました。評価書にて、その辺りはまた検討したいと思っております。ありがとうございます。

○顧問 よろしく申し上げます。以上です。

○顧問 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。植物関係の先生、お願いいたします。

○顧問 よろしく申し上げます。補足説明資料の方なのですが、私の質問の62番と63番ですね。ページだと27ページになります。そのところで植生調査票の階層構造の書き方と群落組成表の表記の仕方で修正をしてほしいとお願いしたのですが、そのようにしていただけるということではよかったなと思うのですが。ただ、その下に送ってもらって、表1(1)を見ていただくと、階層構造が書いてありまして、高木層、亜高木層、低木層、草本層とあるのですが、この低木層のナナカマドと草本層のチシマザサの高さが、同じ高さなのですよ。同じ高さということは同じ階層になりますので、元のデータを御確認いただき修正していただけたらなと思うのですが、いかがでしょうか。

○事業者 日本気象協会です。植物関係の先生、そのところは御指摘のとおりで、低木層と草本層の高さが同じというのはおかしいので、ここはもう一度しっかりと確認して、修正をさせていただきます。

○顧問 はい、よろしくお願いいたします。補足説明資料はおおむねそれでよろしいかなと思うのですけれども、準備書の2冊目の954ページお願いします。ここで植生調査の場所が書いてあるのですけれども、18か所あると思います。これを見ますと、赤丸で示されているのが発電機の位置ですね。発電機の設定される位置のところには植生調査が行われていないと。発電機のところは必ず改変を受けるところで、改変される場所は調査を行っておく必要があろうかなと思うのですね。あと、道路沿いとかも余り調査地点がないかなと。何か所かありますけれども。それと、植生自然度の高い、緑色のところが森林で一番いい状況だということですね。こういったところは余り落ちていない。Q5番が端っこの方で落ちていますが、面積的に広がっているところには植生調査地点がないというようなことですので。植生調査というのは、この地域の改変するところとか、そうでないところも環境評価を行って、問題があれば、それは変えていこうとか回避していこうとか、そういった重要な判断の基準になっていくものだと思いますので、もう少しいろいろ注意いただいて場所を設定していただきたいと思うのです。設定方法に関してはどのような方針で選ばれたのでしょうか。

○事業者 日本気象協会です。先生おっしゃられるように、風車の設置する直下、そういったところを植生調査するのが基本かなとは考えていたのですけれども、今、植生図を見ていただいてもお分かりのように、風車の近くは群落と群落の境目のような場所に設置するところも多く、実際に現地に入ったときに、組成表で区分していく中での典型的な植生の資料になるかという、ちょっとそのところが不安もあったところで、できるだけ典型的な植分を、方形区を設定して調査を試みた次第でございます。2点目なのですけれども、この地域は、実際に調査に入りますと、ヒグマの非常に活発な、活動的な生息域にもなっていて、今、先生がおっしゃられたようなミズナラブナ群落といったところ、ササもチシマザサが密生しているような場所でもございました。とはいうものの、ミズナラブナ群落の状況がしっかりと分かるようなところも踏まえて、少しでも危険度、リスクが少ないような場所で、この地域をしっかりと見据えるような観点で調査地点の方は設定してまいりました。

○顧問 分かりました。ヒグマの問題は大変な、命に係わる問題でもありますので、本

当に御注意いただいているということなのですが、先ほど典型的な場所とおっしゃいましたけれども、これはアセスメントの調査ですので、やはり改変を受けるところは、余りいい植生ではなくても押さえておく必要があると思うのですね。どんな場所に設置したのかということは重要なことですので、植生学の研究の調査とはちょっと違うところがあるのですね。アセスメントというのはそういうところがありますので、やはりそういう面をきちんと見ていただいて、設定していただければと思います。今後とも、北海道の調査は本当に今危険な状況にありますので、十分御注意いただいて調査に入っていただければと思います。これは了解しました。それから、もう一点、今度は978ページ、外来種のことを書いてあるのですが。現地を丁寧に調査していただいて、外来種がどういうところに生えているのかをプロットしていただいたのですけれども、これを見ますと、ほとんど既存の道路沿いなのですよね。森林の中には入っていかないということもあって、ほとんど道沿いなのですけれども、今度は、道沿いも拡張が行われていくと、また攪乱が広がっていく。外来種というのは攪乱地に広がっていくものですので、今度は道路整備等が行われる、あるいは改変されるということが起こりますと、そういったところにどんどん、また新しく外来種が入っていくということにもなります。今後、外来種の管理を行っていく必要があるのですけれども、どのように管理をされていく予定でしょうか。

○事業者 日本気象協会です。こちらについては、環境保全措置のところにも外来種についての対策も記載をさせていただいているのですけれども、基本的には改変面積を減らして侵入の機会を減らしていくということなのですが、種子散布、種子で広がっていく可能性がございますので、そういったところについては配慮しつつ、特に今後、作業ヤード内につきましては、ここで確認されているオオハンゴンソウとかフランスギク、そういったものについてはできるだけ管理、除去に努めていきたいと考えております。

○顧問 管理はなかなか、なかなかというか、非常に難しいものだなと考えるのですけれども、撲滅することはほとんど不可能かなとも思っています。とにかく攪乱地が広がっていくことに対する御対応をお願いできればと思います。それから、992ページ、植物の重要な群落の分布状況で調査地に当該地域が示されているのですけれども、ここに使われている植生自然度の9と10の分布は、これは環境省の植生図の状態のものですよね。準備書の方でも新たに植生図が作られているわけですから、それに合わせていかない古いデータを載せているというような形になってしまうので、新しい情報を盛り込んだものがないかなと思うのです。これを載せられたというのは、何かほかに意図があったのでしょ

うか。

○事業者 日本気象協会です。すみません、この重要な種のところなのですけれども、重要な種と群落の構成につきましては、前段に文献調査がございまして、その後に現地調査というような構成になっており、既存資料の方を掲載していたというようなところになります。補足説明資料の方でも御説明させていただいていますけれども、注釈をつける等しまして、評価書では対応したいと考えております。

○顧問 やはり新しいデータでお願いしたいなと思いますので、よろしくお願いします。

最後ですけれども、1,022ページ、重要種の保全のところですね。そこにカキランがあるのですが、カキランは2個体しかないけれども、改変地域で失われるので移植をします。それはそれで仕方がないのかなとも思うのですが、そうすると、移植の際には十分に御注意いただいて対応していただければなと思うのです。ただ、現在のカキランの生育地を見ますと、直線道路の沿線1か所だけなのです。ですから、既存の道路で直線になっていて、そこを拡張することになっていくのだと思うのですけれども、そこを回避するような、1か所だけですから、少し道路を変えてやれば回避もできるのかなと。地図を見ていてそのように思ったのですけれども、この辺りの考え方はいかがでしょう？

○事業者 日本気象協会です。こちらの方は、既存の道路、道路脇というような形でカキランの生育している場所に隣接して、チシマザサが密生した群落の、やや密度が少ないところにカキランが生育しているのですが、今、先生がおっしゃられたような形で、現地の状況を踏まえながら、その部分については、できるか・できないかは検討していきたいなと思います。

○顧問 そういったことができる一番いいかなと思うのです。カキランは必ずしもそこにずっと定着しているかどうかは分からないところもあります。ほかの場所に移っていく可能性もあるし、なかなか保全も難しいところがあるかなと思うのですけれども、そういった最大限の環境配慮を考えていただければ有り難いと思うので、よろしくお願いします。私からは以上です。

○顧問 ありがとうございます。先ほど、この件ではなくて、少し前に植物関係の先生が言われた調査の点、熊がいるというところはなかなか難しい点もあるかと思うのですが、環境アセスメントの調査は、これまで省議アセスの時代から割と、地域全体でどういった生き物がいるとか、どういった植生があるか、どうもそういうことに重きを置かれて、かなり広い範囲で調査が行われてきたような傾向があると思っております。コンサ

ルタントさんはどうしてもその前例に従うということで、そういった調査を行っていただいているのでしょうか、アセスメントに関しては改変される場所に重要な種なり群落なりがいるのか・あるのかどうか、あるいは、環境保全措置を取っていく上で、例えば移植を捉えると、移植元はどういったところに生えていて、移植しようとする移植先はどういう環境であるのかが分かるような、そういったことを説明できるデータとして取っていただく。ということが、アセスを進める上では効果的なのではないかという側面もありますので、少し発想を変えていただいて、そういった点に注力するような形で進めるような方向性も御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。それでは、ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。ございませんでしょうか。

では、私から少し確認させていただきたいと思います。まず、知事意見、開いていただきますでしょうか。総括的事項の(1)ですね。調査実施から5年以上が経過して、現状を把握できていない項目があると。環境保全措置の検討は十分とはいえないというところで、追加調査の実施によりと書かれておりますけれども、事業者さん、これについてはどう対応される予定でしょうか。

○事業者 日本気象協会です。こちら、そもそも準備書を作る前に、5年以上経過しておりましたことを踏まえまして、植生ですとか両生類といったものは調査を行いました。ただ、その後に追加で調査した方がよいだろうというところもございまして、繁殖期を中心に鳥類については追加調査を行っております。こちらについては評価書の方に盛り込みたいと考えております。

○顧問 分かりました。そちらは評価書でデータが出てくるので、またそこは書き換わるということで認識しておいてよろしいでしょうか。

○事業者 はい、そのとおりです。

○顧問 はい、分かりました。ありがとうございます。そのように進めていただければと思います。あとは、基本的には補足説明資料で御対応いただいているので、ついでするので準備書の方を幾つか見ていただけますでしょうか。まず、準備書の841ページから後ろのところを開けますか。地図の辺りがよいかと思います。コメントでも書かせていただきましたが、大抵は重要種の位置だけが示されていて、あとは予測が定性的なものになっているところが大部分なのですが、今回、オオジシギと植生図、オーバーレイしていただいて、どういった生息環境にいるかということ視覚的に示していただいています。また、これが改変区域とオーバーレイできれば、どのくらい生息環境が減るのかも視覚的に分か

ってくると思いますので、こういった形で示して、さらに拡大図まで示していただいているというのは非常に分かりやすいと思います。事後調査でも生息環境も含めて対応いただけるということでコメントいただいています。こちらに限らず、ほかの事業でも、ただ単に重要種の分布位置を示すだけではなくて、こういった生息環境との関係、場合によっては、この種の生息環境になり得るところを取り出すだけでもいいと思います。全部示さなくてもいいと思うのですけれども、こういったところを少し心がけて今後のアセスをやっただけだと思っておられます。また、919ページですかね、サンショウウオについては魚類関係の先生からコメント出ておりましたので、そこはきちんと御対応はいただきたいと思いますが、919ページから図面が出ています。水環境との関係も示していただいています。流れ込むところとの関係がどうなのか、沈砂池との関係、沈砂池と改変区域がどこにあるのか、良く分かります。ですので、流れていくものが直接影響するのかどうかということも、これで非常によく分かります。動物のデータ単独ではなくて、影響要因となり得る因子のほかの項目で予測した結果等もありますので、是非そういったものとオーバーレイする、あるいはそういったものの情報をうまく使っていただいて、影響があるのか・ないのかということを示していただければと思います。今回のケースは非常に分かりやすいと思います。こういった形で、ほかの事業でも是非、影響予測の方法を御検討いただければと思います。あとは、1,100ページをお願いできますか。幾つかの事業ではそういった形で見ていただいていると思うのですが、垂直視野角1度というのは多くのアセスで基準にはしていただいています。ただ、専門家によっては、これでは狭いよという意見も出ているのも事実です。アセスの慣例に従っていただくと、これを目安にして、それで取りあえずは進めていただくことになると思うのですが、この周辺に重要な地点があればそこは取り上げていただく。こういった線を入れていただくのは目安としては分かりやすいと思いますが、決して、この中だけに設ければいいというものではなくて、外側でも、もし重要な眺望点があれば、それは取り上げていただくことが必要になってくると思います。

ほかの事業でも、国立公園のところは0.5度まで取り上げていただいていますので、あくまでも1度というのは眺望点を選ぶときの目安であるという観点に立って、よく検討していただければと思います。こちらは非常によく検討されていると思いますので、そういった形でコメントさせていただきました。幾つか、アセス図書としてかなり改善されているところがあると思いますので、是非、今後の後続事業、ほかの事業者さんも参考にして

いただいて、今後、アセス図書公開という流れになってくると思いますので、優良なアセスとそうでないアセスが分かるような形で、皆さん、優良事例にできるだけ倣っていただくという形で進めていただければと思います。本件に関しては、影響予測だけでなく、環境保全措置についても、知事意見、環境大臣意見とも、かなり配慮いただいているという意見が冒頭の方に出ていると思いますので、そういった点も参照すべきところが多いのかと思っております。アセスの審査というと、どうしてもネガティブな要素ばかりになりますけれども、良いところは良いと認めて、今後も進めていきたいと思いますので、是非、分かりやすく、なおかつ環境に配慮した事業の推進と図書の作成の方、よろしくお願ひしたいと思います。植物関係の先生、追加でお願いいたします。

○顧問 本質的な問題ではないのですけれども、たくさん図面がありまして、その図面を見ていて、こうしていただいた方がよかったなというところがありますので、お願ひしたいと思いますのですけれども。例えば、植生図に重ね合わせて踏査ルートとか改変区域が塗り分けられているのですけれども、特に改変区域とそのほかの群落の色が非常によく似ていて、ちょっと見分けがつかないところがありました。それから、改変区域の道路ですね。道路に沿って調査されたものですから、踏査ルートがそこに全く重なってしまっていて、そこが改変区域なのかどうかがよく分からないところがありましたので、作図に当たって、もう少し分かりやすくしていただけると有り難いなと思いました。お願ひですけれども、よろしくお願ひいたします。

○事業者 承知いたしました。なかなか色が多くて見づらいところはあると思いますので、少し見やすくできるようにはしたいと思います。

○顧問 よろしくお願ひいたします。

○顧問 できるだけ見やすくというところですね。ほかにも事前のコメントでいろいろ、こういったところは分かりやすくお答えをくださいというご意見について、対応案を書いているので、評価書に向けて、そちらの方も御対応をいただければと思います。

ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。生活環境系の先生方、よろしいですかね。特にお手が挙がっておりませんか。それでは、これにて審査の方を終了させていただきたいと思います。基本的にはコメントの方で対応していただくという形で書いていただいておりますので、そちらを肅々と評価書に向けて対応して、進んでいただければと思います。よろしくお願ひいたします。以上で、こちら本件の審査、終了したいと思いますので、事務局にお返しいたします。

○経済産業省 事務局でございます。本日2件目につきましても、審査ありがとうございました。本日も、様々記載ぶりについて、また、一部修正点についても御知見いただいたところでございます。本日の意見を踏まえつつ、また補足説明資料の中で指摘をいただいたものにつきましても、しっかりと御検討いただいて、分かりやすい図書になるよう、事業者におかれましては対応をよろしく申し上げます。また、県知事意見にもございませとおり、古い調査結果などにつきましては、必要に応じてしっかりと新しいものにするなど、そちらの方も検討のほどよろしく申し上げます。また、本日は、個別事業に対するコメントのほか、図書全体の話につきましても情報などいただきまして、ありがとうございました。このような形で取りまとめさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○顧問 はい、それで結構です。進めてください。よろしく申し上げます。

○経済産業省 ありがとうございます。事業者におかれましては、最後の評価書作成のほどよろしく願いいたします。これで本日の風力部会、終了したいと思います。ありがとうございました。